

厚岸町まちづくり基本構想策定支援業務提案書作成要領【R5.5.31修正】

1 業務名

厚岸町まちづくり基本構想策定支援業務

2 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、プロポーザル提案資格確認結果通知により提案資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類を添えて提案書を提出すること。

(1) 添付書類

ア 会社概要（任意様式）として次の各項目を記載すること。

（ア）所在地

（イ）資本金等

（ウ）設立時期

（エ）従業員数

※本事業の実施に当たり、共同企業体または協力企業等がある場合は、その企業等についても記載すること。

(2) 提案書（任意様式）

提案書の作成にあたっては、以下の内容に留意すること。

ア 仕様書に掲げる業務内容に沿った提案書とすること。

イ 町民アンケート実施に関する手法について具体的に示すこと。

ウ 実施する町民意見交換会（ワークショップ等）について、以下の項目などを具体的に示すこと。

（ア）実施回数

（イ）実施方法

（ウ）形態（町民の招集方法、参加人数、など）

エ 本業務の目的（様々な計画を踏まえながら、防衛省補助事業である「まちづくり構想策定支援事業」の趣旨に沿う）を踏まえた提案とすること。

オ 本町の計画（「第6期厚岸町総合計画」、「厚岸町地域防災計画」、「厚岸町都市計画マスタープラン」、「第4期厚岸町地域福祉計画」、「厚岸町防災ハザードマップ」等）に沿った提案とすること。

カ 本町の現状等を的確に把握し、今後のまちづくりの方向性について、適切かつ有益な提案とすること。

キ 想定スケジュール及び予定する成果物を示すこと。

ク その他に、本事業の関連企画や内容を充実するアイデア等があれば、自由に提案すること。

(3) 業務実施体制図（任意様式）

ア 本業務に係る人員体制及び配置予定者を記載すること。

イ 統括責任者及び業務担当者の氏名、役職、経験年数、実績を記載すること。

ウ 業務の一部について再委託を予定している場合は、その業務範囲及び再委託先を記載す

ること。なお、業務の主たる部分の再委託は認めない。

(4) 類似業務実績書（任意様式、10件以内）

過去10年間に実施した類似業務実績があれば提出すること。

(5) 見積書（任意様式）

ア 見積金額には、消費税及び地方消費税を含めないこと。

イ 積算の根拠及び明細が分かるようにすること。

(6) 様式等（A 4 版、縦・横いずれも可、A 3 折り込み可、片面刷り、提案書は10ページ以内）

3 提出部数

(1) 正本 1 部（代表者印があるもの）

(2) 複写 15部

(3) 電子媒体 1 部（CD-R 等）

4 提出期限 令和6年6月21日（金）午後5時まで

（郵送の場合は、令和6年6月21日必着とする。）

5 提出場所 088-1119 厚岸郡厚岸町住の江1丁目2番地

厚岸町保健福祉課（担当者：森村）

電話：0153-53-3333

6 提出方法

持参又は郵送による。（郵送の場合は簡易書留又は書留とすること。）

7 提案書作成にあたっての留意事項

(1) 業務内容の詳細は、企画提案書に記載された内容を基本とするが、事業内容の詳細については、プロポーザル実施後、受託者と委託者が協議の上で決定するものとする。

(2) 専門的な知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

8 その他

(1) 企画提案に係る経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合は、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、企画提案ヒアリングに出席しない場合についても、同様に企画提案の参加の意思がないものとみなす。

(4) 選定委員会は非公開とする。

(5) 提出された参加表明書及び提案書については、本業務のプロポーザル以外の目的に使用しないものとする。

(6) 提出期限以降における提案書及び添付書類の差し替え、追加等は認めない。

(7) 提案書の提出は、1 事業者につき 1 案とする。

(8) 全ての提出書類は返却しない。